平成２６年（フ）第２０７５号
北海道江別市中島59番地の１
債務者　大谷　香也
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１号
北海道檜山郡厚沢部町松園町６番地１
債務者　上原　敏浩
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２６年（フ）第２６号
北海道稚内市富岡４丁目27番１号
債務者　藤村　和美
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第２１０号
群馬県高崎市筑縄町374番地３
債務者　斉藤　宏育
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２８５号
相模原市緑区相原６丁目１番30号　ハイツ吉川Ｂ101号室
債務者　佐々木由紀（旧姓舘市）
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３２５号
神奈川県座間市入谷５丁目1776番地の11　雄ハイツ102号
債務者　佐藤　徳男
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３２６号
相模原市緑区向原１丁目９番10号
債務者　今村　邦清
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３２７号
相模原市緑区橋本１丁目１番５号　バリアント橋本205
債務者　鈴木　美香
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第６３号
新潟県燕市八王寺1740番地３、住民票上の住所新潟県燕市杉名32番地２
債務者　渡邉カオリ
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第６４号
新潟県燕市小高1012番地アサヒハイツＢ203号、住民票上の住所新潟県加茂市大字狭口甲1119番地
債務者　難波美和子
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第６９号
新潟県三条市鶴田１丁目11番３号
債務者　鶴巻　弘子
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第３４７号
静岡県御殿場市中畑118番地の３　シティハイム余縄203
債務者　濱田　由太
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
京都府舞鶴市八反田北町99番地１―206号
債務者　森下　聖子
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第８８０号
大阪府富田林市久野喜台２丁目11番143―204号
債務者　赤井菜穂美
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９０４号
堺市堺区甲斐町東６丁１番40―702号
債務者　北島　勝信
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９１４号
堺市東区日置荘西町３丁22番12号
債務者　木下　尚子
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９２６号
堺市北区東三国ヶ丘町２丁１番３―201号
債務者　吉岡　　寛
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係